

一の委任事項に関する政令の題名を「施行令」とすることの許容性について

(担当 早川参事官)

一 議題

1 法律の政令委任事項が一のみである場合には、当該委任事項について定める政令については、「施行令」ではなく、当該委任事項を明記した題名が付されることがある（二の1参照）。

新たに制定される法令の題名については、①「それがその法令に固有のものであることからくる呼びやすさという要請」と②「その題名から内容を一応推察させ、あるいは少なくとも内容を誤解させず、他との紛れも生じさせないようにしなければならないという要請」の二つの要請があるところ、「一般的には、なるべく簡潔な表現をとる方に重点を置いて考えるべき」とされている（二の6参照）。当該委任事項を明記した題名が付された政令については、②に重点が置かれているものと考えられる。

しかしながら、一の委任事項を表現するために、簡潔な題名を付けることが難しいことも少なくないところ、一の委任事項に関する政令であっても、①に重点を置いて、「施行令」との題名を付することが適当な場合もあるのではないか。法律の題名を特定することにより、ある程度②の要請を満たすこともできるのではないか。

2

一の委任事項に関する政令の中には、題名に制定の根拠となる法律の条項を引用するものがあるところ、法律の改正による条項の移動に伴い、題名の改正が必要となる場合がある（二の2参照）。また、後記3のとおり、別の委任事項の追加に伴い、題名の改正が必要となる場合がある。

「施行令」との題名を付することにより、題名の改正を避けることができれば、①の要請をより満たすこととなるのではないか。

3

制定時には一の委任事項についてのみ定める政令であつたものの、その後の法律の改正に伴い、別の委任事項についても定めることとなり、題名が「施行令」に改められる場合がある（二の3参照）。

他方、他の委任事項がないために、例えば権限の委任に関する規定のように、一般に「施行令」で定められることがある一の委任事項について、定めることがある（二の4参照）。

このように、①と②のいずれに重点を置くかについては、必ずしも委任事項の内容に応じて判断されているのではなく、一の委任事項に限られるか否かにより一律に判断されているものと考えられること、委任事項の内容によつては、一の委任事項であつたとしても、①に重点を置いて、「施行令」との題名を付することを許容してもよいのではないか。

また、一の委任事項であつても「施行令」との題名が付されている例もあるところ（二の5参照）、どのような場合に「施行令」との題名を付することが許容されると考えるべきか。

1 一の委任事項について定める政令の例

〔例1〕

○公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平一五政四八四）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

附 則（略）

【参考】

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭四六法七七）

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第六条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

一・三（略）

2（略）

3 第一項の規定は、次に掲げる日において教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合について準用する。

一・二（略）

附 則（略）

〔例2〕

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平一七政一四六）

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～四百五十二（略）

附 則（略）

【参考】

○公益通報者保護法（平一六法一二二）

別表（第二条関係）

一～七（略）

八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、

公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律として政令で定めるもの

2 法律の改正による条項の移動に伴い政令の題名が改正された例

〔例3〕

○地方独立行政法人法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平一五政四八七）

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令の一部改正）

第十条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令

「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改める。

【参考】

○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平一二政五二三）※平一五政四八七による改正後

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇百十二（略）

附 則（略）

○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平一二法五〇）

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体（以下この項及び第三項において「公益法人等」という。）のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一・二（略）

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四（略）

2～4（略）

3 一の委任事項について定める政令に別の委任事項が追加された例

〔例4〕

○不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正す

る政令（平三〇政二五二）

内閣は、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第五条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令（平成十三年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不正競争防止法施行令

本則第一項中「不正競争防止法（以下「法」という。）」を「法」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（外国公務員等で政令で定める者）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（技術上の秘密の内容）

第一条 不正競争防止法（以下「法」という。）第五条の二の政令で定める情報は、情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを除く。）とする。

（技術上の秘密を使用したことが明らかな行為）

第二条 法第五条の二の政令で定める行為は、法第二条第一項第十号に規定する技術上の秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを含む。）に係るものに限る。）を使用して評価し、又は分析する役務の提供とする。

附 則（略）

【参考】

○不正競争防止法（平五法四七）※平二七法五四による改正後

（技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定）

第五条の二 技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為（営業秘密を取得する行為に限る。）があつた場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に規定する行為（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条（略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一・二（略）

三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であつて、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者その他これに準ずる者として政令で定める者

四・五（略）

○不正競争防止法施行令（平一三政三八八）※平三〇政二五二による改正後

（外国公務員等で政令で定める者）

第三条 法第十八条第二項第三号の政令で定める者は、次に掲げる事業者（同号に規定する事業者を除く。）であつてその事業の遂行に当たり外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者とする。

一～三（略）

2（略）
附 則（略）

4 一般に「施行令」で定められることがある一の委任事項について定める政令の例

〔例5〕

○質屋営業法に規定する道公安委員会の権限の方面公安委員会への委任に関する政令（昭四七政三八五）

（権限の委任）

第一条 質屋営業法又は同法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。ただし、同法第七条第一項の規定による質物の保管設備の基準の定めに関する事務は、この限りでない。

（聴聞の実施手続）

第二条 前条の規定により方面公安委員会が行う処分に係る聴聞を行うに当たつては、道公安委員会

が定める手続に従うものとする。

附 則（略）

【参考】

○古物営業法施行令（平七政三二六）

（法の規制に係る証票その他の物）

第一条（略）

（法の規制の除外に係る大型機械類）

第二条（略）

（電子情報処理組織及び競りの方法）

第三条（略）

（方面公安委員会への権限の委任）

第四条 法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

- 一 法第三条の規定による許可に関する事務
- 二 法第六条第一項若しくは第二項又は第二十四条の規定による許可の取消しに関する事務
 - 2 前項の規定により方面公安委員会が行う処分に係る聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従うものとする。

附 則（略）

5 一の委任事項について定める政令に「施行令」との題名が付されている例

〔例6〕

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平二六政三四七）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定による国の補助金の額は、同条第一項の規定による補助に要する費用の二分の一以内とする。

附 則（略）

【参考】

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平二六法七八）

（費用の補助）

第九条 特定市町村は、認定農業者団体等に対し、認定事業（第三条第三項第四号に掲げる事業を除く。第十一条において同じ。）の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県が、前項の規定による補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

〔例7〕

○棚田地域振興法施行令（令元政七六）

棚田地域振興法第二条第二項の政令で定める要件は、昭和二十五年二月一日における市町村の区域であつて、当該区域内の勾配が二十分の一以上の土地にある一団の棚田の面積が一ヘクタール以上であるものであることとする。

附 則（略）

【参考】

○棚田地域振興法（令元法四二）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「棚田地域」とは、自然的・社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

3（略）

6 参考文献抜粋

○「新訂 ワークブック法制執務 第二版」（ぎょうせい）一四七ページ

問四九 「題名の付け方」答二 新たに制定される法令の題名については、それがその法令に固有のものであることからくる呼びやすさという要請と、その題名から内容を一応推察させ、あるいは少なくとも内容を誤解させず、他との紛れも生じさせないようにしなければならないという要請どがある。

しかしながら、この二つの要請は、しばしば矛盾背反することがあり、題名を付ける場合に、いざれの要請に重点を置くべきかが問題となることが少なくない。このような場合、一般的には、なるべく簡潔な表現をとる方に重点を置いて考えるべきであろうが、法令によつては、次の例に示すように、簡潔な題名を付けることが難しく、あるいは適当でないと考えられる場合もある。

なお、題名を簡潔なものとするために、幾つかの事項を内容とする法令においては、その題名に「等」を用いることがあるが、この「等」を濫用することのないよう留意すべきである。

■例■

- 国際連合安全保障理事会決議千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）
- 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第百十八号）
- 「法令用語辞典 第十次改訂版」（学陽書房）三四七ページ
施行令 1) 一般的には、法律に附属し、その執行に必要な細則あるいはその委任に基づく規定等を主たる内容とする命令をいう。したがつて、「施行令」には、その性質上、執行命令であるものと、委任命令であるものとがあり、その制定の根拠は、結局、命令制定の根拠に帰着するわけである（「政令」、「省令」等、各命令の項参照）。ただ、例えば、政令については、憲法七三条六号に一般的の根拠があるので、別に、「この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める」（地方自治法

附則二二） というような法律の規定があるのは、その法律の施行令は、政令以外の命令で定めてはいけないという意味を含むことに注意すべきである。

2) 固有名詞的には、上記の内容をもつ政令の題名として、多く「何々法施行令」というように用いられる。ときに、このような性質を有する政令でありながら、「何々法施行規程」（例——地方自治法施行規程）という名称を付されることがあるが、特に、恒久的事項を定めた施行令に対し、主として経過的規定を内容とする施行令を区別するために、多く付される題名である。

〔令和元年度法令整備会議第一回 議題第一号関係議事要旨〕

一の委任事項に関する政令の題名を「施行令」とすることの許容性について

(担当 早川参事官)

○ 議事要旨

1 法律の委任事項が一のみである場合については、当該委任事項を明記した題名を付することを原則としつつ、特段の事情があれば「施行令」との題名を付することも許容されないわけではないという意見が優勢であつた。他方、検索の容易性等を理由に「施行令」との題名を積極的に付すべきとの意見もあつた。

2 どのような場合に「施行令」との題名を付することが許容されるかは、最終的にはケース・バイ・ケースの判断となるものの、考慮すべき点については、次のような意見があつた。

(一) 例えば、法律の対象となる概念を定義する場合のように、中心的な事項を定める場合は、法律の委任事項が一のみであつたとしても、「施行令」との題名を付することが許容されるのではないか。他方、周辺的な事項のみを定める場合は、「施行令」との題名になじまず、当該委任事項を明記した題名を付することが適當ではないか。特に、暫定的な事項のみを定める場合は、他に委任事項があり別途「施行令」が定められるときであつても、当該委任事項を明記した題名を付し、単独の政令とすることが適當ではないか。

(二) 例えば、多段階施行の法律の委任を受ける場合のように、第一段階では委任事項が一のみであつても、将来の第二段階以降に委任事項の追加が予定されている場合は、第一段階から「施行令」との題名を付する方が、題名の改正による分かりにくさを回避できるのではないか。また、将来的に実施命令を定める予定がある場合も、同様ではないか。

(三) 当該委任事項を明記することによりあまりにも題名が長くなる場合や、題名に引用された法律の規定を見なければ内容を理解できないよう場合は、簡潔に「施行令」との題名を付する方が、分かりにくさを回避できるのではないか。

(四) 例えば、各種手数料令のように、独自の体系を有するものや、定期的に改正されるものについては、あえて「施行令」とはせず、当該委任事項を明記した題名を付する方が分かりやすいのではないか。